

令和8年度 長崎県立国見高等学校 いじめ防止基本方針

本校の目指す生徒像（スクールミッションより）

校訓「誠実 気魄 努力」のもと、確かな学力と社会性を身に付け、主体的に考え判断し、協力して課題を解決できる生徒を育成します。また、地域とのつながりを大切にし、地域社会に貢献できる生徒を育成します。

いじめ対策委員会

【構成】（担当：保健相談部）

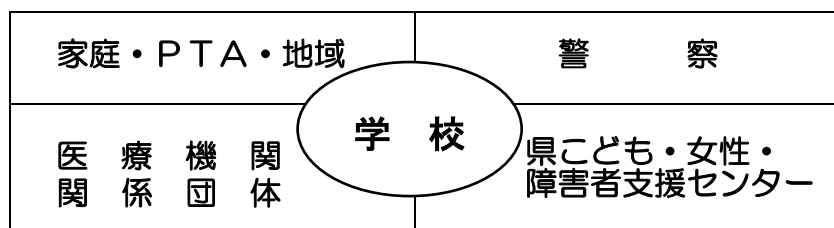
校長、教頭、教務主任、生徒育成部主任、生徒指導主事、カウンセラー主任、各学年主任、当該担任、当該部活動顧問、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、PTA会長、外部専門機関等

【取組】

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体方策の検討・指導、外部機関等との連携

関係機関との連携について

必要に応じて、各関係機関と連携する。



1 いじめの防止

学校の教育活動全体を通して、生徒に「いじめは、人間として決して許されない」ことを理解させ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度や、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努める。

＜いじめの定義＞（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○具体的ないじめの態様

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

＜教職員の取組＞

- 学級活動、読書、体験学習を通して、心の通う対人関係を構築できる力を育み、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌を作り上げる。
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持ち、学校の教育の根幹に人権教育を据え、自他の存在を認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 平時からいじめ防止の取組として、「いじめ対策ハンドブック」等の活用により指導力の向上を図り、本いじめ防止基本方針が適切に機能しているかチェックを行う。
- 本校いじめ基本方針を入学式や年度初めに保護者や生徒に説明するほか、本校ホームページに掲載し、保護者および校外の方々に公開する。

＜生徒の取組＞

- 生徒総会において「いじめ防止宣言」を行い、いじめを生まない環境、クラスの中で誰かがつらい思いをしていないかを考え、つらい思いをしている生徒がいたらみんなで支え合う雰囲気をつくり上げる。
- 「あいさつ運動」「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等の活動を通して、生徒同士が声を掛け合い、お互いに関心を持ち、相手を思いやる心を育成する。
- 生徒会活動を通して多様な他者と協働し、自己指導能力を育成する。

＜保護者の取組＞

- 家庭で子どもと語り合う時間をできるかぎりつくるなど、日ごろから適切な支援を行う。

2 早期発見

＜教職員の取組＞

- いじめを早期に発見するため、実態把握調査を実施する。また、生徒及び保護者が、いじめ等の相談を行いやすいSCやSSWを活用した相談体制の整備を行う。
- 生徒育成部による年3回の「悩み調査アンケート」を実施する。
- 学級担任・部顧問等により不定期に面談を実施する。
- 校外の相談機関について、生徒・保護者に周知する。

＜生徒の取組＞

- ネットによる誹謗中傷や仲間外し等を見聞きし、気になる生徒を発見した場合、ただちに先生や保護者に相談する。

＜保護者の取組＞

- いじめのサインを見逃さないためにも「おかしいな」と思ったら、家庭だけで悩まずにすぐに学校に相談する。

家庭での早期発見のポイント

- 目立って元気がなくなり、口数も少なくなってきた。
- 学校へ行きたくないなどと言い出すことが増えてきた。
- 食欲がだんだんなくなってきた。
- 学校から帰ってきたときの表情に明るさがなくなった。
- 部屋に閉じこもって、誰とも話をしなくなった。
- 学校や友達の話をするのが少なくなった。
- 衣服が汚れていたり、怪我をして帰宅することがよくある。
- 持ち物がなくなることがよくある。
- 不審な電話がよくかかってくる。
- 家庭から金品をたびたび持ち出すようになった。

3 いじめに対する措置

<教職員の取組>

(1) いじめの発見や相談をうけたときの対応

- 悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- いじめの相談や訴えがあった場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、正確な事実関係の把握に努める。また、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) 組織的な対応

- 発見や通報を受けた教職員は、直ちに「いじめ対策委員会」へ報告する。
- 「いじめ対策委員会」は速やかに指導・支援体制を組み、情報を共有し組織的に対応する。

(3) いじめられた生徒・保護者への支援

- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行うとともに、安心して授業が受けられるように、心のケアや様々な弾力的措置等を行うなどの対応を行う。
- 家庭訪問等を行い、正確な情報を保護者へ伝え、今後の対応方針を保護者と共有する。

<生徒の取組>

- 学級、学年を中心にいじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めていく。
- いじめられた生徒といじめた生徒の関係修復を通して、当事者や周りの全員を含む集団が、通常の状態を取り戻すまで、状況を落ち着いて見守る。

<保護者の取組>

- 家庭で、いじめの加害者にも被害者にもならないためにはどのようにすべきかを話し合い、起こった出来事を教訓とし、いじめのない学校づくりに努める。

4 重大事態への対応

<重大事態の定義>

- ① いじめにより、児童生徒の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ② いじめにより、児童生徒が相当期間欠席せざるを得ない疑いがあるとき
- (いじめ防止対策推進法第28条より)

<報告・調査>

- 学校は、重大事態を認知した場合、速やかに県教育委員会に報告する。
- 学校は、県教育委員会から必要な指導、人員措置等の支援を仰ぎながら、「いじめ対策委員会」または県教育が設置した機関等において調査を行う。
- 調査においては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員はどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

<調査結果の報告>

- 学校は調査結果の報告を速やかに県教育委員会に行う。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対し、情報提供を適切に行う。ただし、生徒のプライバシーや関係者の個人情報保護に十分配慮する。

5 その他

＜教師が危機意識を高めるための再確認＞

- 全職員が「いじめをなくす、いじめをさせない」という意識を持ち、一人ひとりがいじめ（兆候）を発見・察知することができるか。
- 日常的に言葉をかけ、生徒の話をきちんと聞き、信頼が得られているか。
- 生徒の心を傷つける言動をとっていないか。
- 教師の無関心、見ぬふり、傍観がいじめを助長させていないか。
- 高い人権感覚を身に付けているか。
- インターネットやSNSの適切な利用に関する教育・啓発ができているか。